

第8章

国家間における紛争解決 ビジネス環境整備

< 国家間における紛争解決 >

(1) ルールの背景

一般的に、地域貿易協定（自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）等）や二国間投資協定（BIT：Bilateral Investment Treaty）等には、協定の解釈及び適用に関する国家間の争いを解決するための規定が設けられている。このような規定は、実際の紛争に解決の手段を与えるだけでなく、締約国による協定の履行を促すことをもって協定の実効性を担保することに加えて、紛争解決の過程を通して協定の解釈を明確にするといった重要な役割を担っており、我が国が締結したすべてのEPA/FTA及びBITには、何らかの国家間紛争の解決に関する条項が置かれている。このEPA/FTA及びBITにおける「国家対国家」の紛争解決手続は、「投資家対国家」の紛争と比較するとその利用頻度は高くないが、国家間の紛争を解決する有効なツールと考えられている。多くの協定の紛争解決条項においては、WTOにおける紛争解決手続と同様、国家間で争いが生じた場合、①当該紛争案件について当事国が協議を行い、②協議により問題が解決しない場合は、協定の定める紛争解決手続に当該問題を付託して判断を求め、③紛争解決機関は問題を審理して拘束力のある決定（判決）、勧告又は裁定を下し、④被申立国は当該決定に従い協定違反とされた措置の是正又は賠

償を行う、又は勧告を前提に協議を再開するとの仕組みが採用されている。一方で、このような紛争解決条項の個別具体的な規定ぶりは、締約国間における様々な政治的・経済的な背景を反映し、多種多様であり、それら条項の個別的规定及び全般的傾向を正確に把握することは、我が国の貿易投資政策の観点のみならず、多角的な海外展開を活発に行う我が国企業にとっても重要である。そのため、以下では、主に米国、EU等主要な市場経済国及び新興国が締結しているEPA/FTA及びBITの紛争解決条項を分析するとともに、我が国が締結している協定と比較する（分析を行った協定の一覧については後掲図表Ⅲ-8-1を参照）。

(2) 法的規律の概要

① 国家間紛争解決に関する手続の形態とその類型

国家間の紛争解決手続に関する条項を、EPA/FTAとBITというカテゴリーに即して比較した場合、全体的な傾向としては、EPA/FTAが手続を比較的詳細に規定しているのに対し、BITにはかなり簡略な規定しか置かれておらず、個別事項の規定ぶりを見ても、EPA/FTAには規定されているがBITには規定がない項目が少なくない。しかしながら、紛争解決手続の中核的な規定である、締約国が単独で当該紛争について紛争解決手続を

用いて拘束力のある決定を求める権利は、多くの協定において規定されており、この点が数ある EPA/FTA 及び BIT の間での重要な共通項となっている。一方、紛争解決手続の利用のあり方については、当該紛争解決手続の性格や利用可能な手続の仕組みによっていくつかの類型に分類することが可能である。以下では EPA/FTA 及び BIT のそれぞれについて分類を試みる。

(a) EPA/FTA

EPA/FTA において紛争解決機関が拘束力のある判断を行う手続については、大別して 3 つの類型がある。第一の類型は、NAFTA (北米自由貿易協定) に代表されるように、案件ごとに設置されるパネル (案件ごとに選任される仲裁人によって構成される) の判断を求める権利が各締約国に認められている「仲裁型」の手続である。我が国が締結している EPA/FTA はすべてこの形式を採用している。他国における EPA/FTA で典型的な例としては以下のものが挙げられる (括弧内の条項は該当する規定)。

○NAFTA (米国、カナダ、メキシコ) (2004 条、2008 条)

○韓国－シンガポール (20 章 20.6 条)

○豪州－シンガポール (16 章 4 条)

○タイ－ニュージーランド (17 章 17.4 条)

○CARIFORM-EU (206 条)

これに対して、第二の類型は、締約国政府の代表者から構成される機関 (Council, Commission 等) に問題を付託し、当該機関が問題を検討して決定又は勧告をする「理事会型」の手続である。典型的な EPA/FTA としては以下のものが挙げられる。

○バンコク協定 (バングラデシュ、インド、韓国、ラオス、スリランカ、中国) (16 条)

○SAARC (南アジア地域協力連合：インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタン) (20 条)

第三の類型は、第一・第二両類型の中間的な存

在である。具体的には、第二の類型のように加盟国政府の代表者から構成される機関をまず前置し、そこで解決されない紛争について、第一の類型と同様に、仲裁手続等の司法的な紛争解決手続を設けるとする、いわば「ハイブリッド型」の手続である。典型的な EPA/FTA としては以下のものが挙げられる。

○US－ヨルダン (17 条 1 項 (b) 及び (c))

○EC－モロッコ (86 条 2 項及び 2 項)

○コトヌー協定 (EU 及び ACP (アフリカ・カリブ海・太平洋) 諸国) (98 条 1 項及び 2 項)

○EFTA (ヨーロッパ自由貿易連合：ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド、スイス) (47 条及び 48 条)

○EEA (欧州経済領域：EU 及びアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー) (111 条 1 項)

○CACM (中米共同体市場：エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ) (26 条)

○Andean Community (アンデス共同体：ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー) (47 条及び Treaty establishing the Court of Justice 24 条)

○ASEAN (東南アジア諸国連合：インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア) (8 条。司法的手続については ASEAN Protocol on Enhanced Dispute Settlement Mechanism) に規定¹⁾

上に挙げた事例の多くは、締約国政府の代表者から構成される機関において問題を解決できない場合に、アドホックに設置される仲裁廷に問題を付託できるとする。これに対して、Andean Community 及び EEA (文言上は、EEC 条約等と実質的に同一の規定が問題となる場合に限定されている) は、かかる機関において問題を解決できない場合は、域内に設置された常設裁判所に提訴できるとしている。なお、Andean Community では協定上の紛争事項を解決する常設裁判所、EEA では欧

¹⁾ 上記 Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area の 8 条においては理事会型が採用されているが、当該協定に関して生じた紛争に対しても上記 ASEAN Protocol が適用されているところ (ASEAN Protocol 1 条 1 項、同 Appendix I の 15)、この ASEAN Protocol においては仲裁型が採用されている。元の理事会型手続が廃止されたことを明確に示す資料は見当たらないため、両者が併存するとの理解の下、あえて ASEAN をハイブリッド型に分類した。

州司法裁判所 (the Court of Justice of the European Communities) を指定 (但し、EFTA 諸国に関する紛争は EFTA 裁判所に付託) している。このように、EPA/FTA の紛争解決条項は、紛争解決機関を、アドホックに選択される仲裁人で構成される、より司法化された組織とするもの (仲裁型)、締約国の代表者から構成される政治色の強い組織とするもの (理事会型) 及び政治的機関において解決できなかった場合のみ仲裁人による仲裁に移行することを認めるもの (ハイブリッド型) の三類型に大別できるが、全体的な動向としては、多くの EPA/FTA は「ハイブリッド型」を採用する傾向にある。例えば、米国において、典型的な仲裁型である NAFTA はむしろ例外であり、これ以外の協定はすべてハイブリッド型を採用している。また、EU の締結した協定においても、1980 年代までは理事会型が中心であったが、1990 年代以降に締結された協定の大多数はハイブリッド型を採用している。日本のすべての EPA において、必ず consultation が前置されている。このように司法化された紛争解決手続を指向する特徴は、我が国と同じく 2000 年前後から EPA/FTA 締結に向けた取組を強化しているシンガポール、韓国にも見るこ

とができる。

(b) BIT

一般的に、BIT にも国家間の紛争解決手続が規定されている。手続の類型としては、仲裁型 (協議及び仲裁手続) が規定されているケースが大半である。

② 個別的な手続の特徴

前述のとおり、国家間の協定において、国家間の紛争を解決するための手続としては、①当事国間協議、②仲裁手続への紛争付託、③仲裁裁判所による拘束的決定、④被申立国による措置是正又は賠償、という国際仲裁裁判の手続が採用されているが (WTO 紛争解決手続との類似性は協定ごとに異なる)、個々の手続の規定ぶりは協定により様々である。以下では、WTO 紛争解決手続においても手続の実効性・機能性を担保する上で特に重要な要素である下記の個別手続について、各国協定の特徴とその類型を分析するとともに、我が国が締結している協定との比較を行う。

<分析を行った個別協定の各側面>

- (a) 紛争解決手続に付託できる案件
- (b) 協議前置義務の有無
- (c) 紛争解決手続に適用されるルール
- (d) 時間的制限
- (e) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後
- (f) パネリスト・仲裁人の選定方法
- (g) 紛争解決機関 (パネル又は締約国の代表者から成る機関) が決定を行う際の方法
- (h) 上訴手続
- (i) 仲裁判断の履行担保手続
- (j) 対抗措置

(a) 紛争解決手続に付託できる案件

(i) EPA/FTA

EPA/FTAにおける紛争解決機関に付託できる案件については、以下のとおり大別できる。

- ① 「当該協定の解釈及び適用に関する案件」とのみ規定するもの (CACM (26条)、コトヌー協定 (98条1項)、ASEAN (8条2項) 等)
- ② 協定の解釈・適用に加えて、当該協定に違反しない措置についても、当事国の協定上の利益が無効化されているとして、当該措置に関する案件を付託すること (いわゆる非違反申立て) を認めるもの (CARICOM (187条)、NAFTA (2004条、ただし分野に制限あり)、「韓国-シンガポール」(20章20.2条1項、ただし分野に制限あり) 等)

我が国が締結している EPA (日スイス、日チリ、日豪を除く) は、仲裁裁判所の設置要請について、被申立国が協定に基づく義務の履行を怠った結果又は義務に反する措置をとった結果、申立国の協定に基づく利益が無効化・侵害されたことを条件としていることから (つまり、非違反措置については申立てができない)、上記①の類型に該当する。

上記のとおり付託事項の射程を定める一方、締約国にとってセンシティブな分野又は司法的解決がなじまない分野を留保するため、特定の問題については紛争解決手続を適用しないとの規定を置く協定も多い。日本が締結しているEPAにおいても、一部の規定について、紛争解決手続に関する規定を適用しないものと規定している。

このほか、締約国の事情から、特定の分野について特別の紛争解決手続規定を置いている協定がある。例えば、NAFTAはアンチ・ダンピング及び相殺関税に関する問題について、別途パネル手続を規定している（19章）。

(ii) BIT

BITにおいてはEPA/FTAと異なり、非違反申立てを認める規定は存在しない。また、少数の例外を除き、多くの協定は申立ての対象分野を特に限定していない。なお、一部の協定では、既に投資家と国家との間の紛争として国際仲裁機関に係属し、その時点で係争中の紛争については、国家間の紛争として国際仲裁裁判所に提訴することはできない旨規定している（チリトルコ12条10項、南アフリカトルコ8条8項等）。

(b) 協議前置義務の有無

大多数のEPA/FTAが、拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事国間で協議の場を持つことを義務づけており、我が国の締結している協定も、同様の規定を置いている。また、BITにおいても、すべての協定が、仲裁手続を開始する前に協議その他の友好的な方法による紛争解決を試みることを義務づけている。

(c) 紛争解決手続に適用されるルール

(i) EPA/FTA

パネル・仲裁廷などにおいて紛争を処理するためには、準拠すべき手続ルールが必要である。手続ルールの定め方については、以下の2つに大別できる。

- ① 既存の機関の定立した手続ルールを利用することとしているもの(EFTA(附属書Tの1条6項)及びコトヌー協定(98条2項(c))は、当事国が別段の合意をしない限りPCA(Permanent

Court of Arbitration: 常設仲裁裁判所)のルールを採用)

- ② 独自の手続ルールを定めることを前提としたもの

大多数の協定は②に類似する方式を採用している。さらに、②については、すべての案件に適用されるルールを規定する協定(NAFTA(2012条1項)、FTAA(23章16条1項)、US-ヨルダン(17条3項)、韓国-シンガポール(20.9条1項)等)と、各パネル又は仲裁廷が、当該案件ごとに手続ルールを定めると規定する協定(CARICOMの仲裁手続(200条1項)、豪州-シンガポール(16章6条4項)、タイ-ニュージーランド(17.7条11項)等)に分かれる。そのほかには、極めて例外的であるが、抽象的に国際法によるとのみ規定するものもある(CARICOMのCaribbean Court of Justiceにおける手続(217条1項))。

我が国についても②の方式を採用しており、手続規則に関する条項を有するEPA(日メキシコ、日チリ、日フィリピン、日豪、TPP)では、当該EPA/FTAに基づき設置された合同委員会が、仲裁手続全般に適用される手続規則を定めるものと規定している(日メキシコ159条、日チリ187条、日フィリピン159条、日豪19.16条、TPP28.13条)。また、その他の協定は協定内に仲裁手続を規定しているほか、例えば、日ASEAN及び日ベトナムでは、紛争当事国は、仲裁裁判所(仲裁廷のこと)と協議の上、協定中の手続規定と反しない追加的な規則及び手続を採択することにつき合意することができると規定している。

(ii) BIT

BITにおいても、既存の手続ルールを利用するとした協定は少なく(但し、米国を締約国とする協定の一部に、仲裁手続はUNCITRALルールによるとの規定がある)、各パネル又は仲裁廷が、当該手続限りのものとして手続ルールを定めるとしている協定が大多数を占める。

(d) 時間的制限

(i) EPA/FTA

紛争解決機関に拘束力のある判断を求める権利が締約国にあると規定されていても、最終判断を

得られるまでの時間が長かったり、相手国によって恣意的に手続が長引いたりするようでは実効的な紛争解決は望めない。我が国が締結しているEPAを含め、分析の対象とした協定の多くにおいて、紛争解決手続の各段階についてそれぞれ期限が定められていたが、一部に手続の進行に関する時間的制限を明確に規定していない協定（CACM、CARICOM、EC-エストニア、EC-モロッコ等）も散見された。

(ii) BIT

対照的に、BITにおいては、最終的な仲裁判断がなされるべき期限を規定しているものは非常に少なく、分析を行ったBITのうちでは、US-チェコ、カナダ-エルサルバドル、南アフリカ-トルコの3協定のみであった。

(e) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後

(i) EPA/FTA

個々のEPA/FTAとWTO協定に実質上同一または類似する権利義務を定める規定があるために、WTO協定上の紛争解決手続とEPA/FTAあるいはBIT上の紛争解決手続との双方を利用し得る状況が生じる場合がある（カナダ産軟材へのAD・CVD措置を巡る米加紛争が代表的な例）。EPA/FTAの一部は、こうしたケースにおける他の協定上の紛争解決手続との関係について規定を置いており、その内容は以下のとおり3つに大別できる。

- ① FTA上の紛争解決手続が優先する場合がありますと定めるもの
- ② WTO協定（又はGATT）上の紛争解決手続が優先するもの
- ③ 申立国が自らWTO協定（又はGATT）上の紛争解決手続とFTA上の紛争解決手続のいずれをも選択し得ることとしているもの

①の例としてはNAFTAがある。同協定は、NAFTA及びGATTの同一規定から生じる紛争についてNAFTA締約国が他のNAFTA締約国をWTO紛争解決手続に訴えようとする場合には、事前にNAFTA締約国であって被申立国に予定されていない国に通報し、当該国がそれについてNAFTA紛争解決手続に訴える意思のある場合には、WTO又はNAFTAのいずれで処理するかについてこれらの国の間で協議し、協議が整わない場合にはNAFTA紛争解決手続で原則とし

て処理することを規定する（2005条2項）他、NAFTA上の「環境及び省資源協定関連」規定や「衛生及び植物衛生措置」及び「規格関連措置」に関連する規定が適用される紛争については、被申立国の意思次第ではWTO紛争解決手続ではなくNAFTA上の紛争解決手続が利用される旨規定している（2005条3項、4項）。②の事例として、EC-チリは、紛争案件がWTO協定の対象にもなりうる場合には、当該案件はWTOの紛争解決手続に付託されるとの包括的なWTO優先手続を規定している（189条4項（c））。また、US-ヨルダン、サービス貿易及び知的財産権に関する紛争については、WTO協定上の紛争解決手続の対象となり得ない範囲においてのみ当該FTA上のパネル手続に付託できると規定している（17条4項（a）及び（b））。また、③の事例としては、FTAA（23章8条1項）及び「韓国-シンガポール」（20.3条1項）があり、これらの協定の場合は、いずれの手続をも自由に選択できると解される。なお、いずれも選択できるとしている場合に、一方を選択した場合には他の手続を利用することはできないとされていることが多い（例えば、韓国-シンガポール（20.3条2項））。日本が締結しているEPAは上記③のタイプに該当し、他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する各締約国の権利に何ら制限は加えられていないが、EPA上の紛争解決手続及び他の国際協定上の紛争解決手続の双方を使える紛争について、いずれかを選択した場合には、当該紛争に関しては他の手続を利用することはできない旨が明文で規定されている（ただし、我が国が締結したEPAには、当事国が合意する場合は先行手続優先の原則を適用しない旨が規定されているものもある（日シンガポール139条4項、日フィリピン149条4項、日タイ159条4項））。

(ii) BIT

BIT上の紛争については、EPA/FTAのようにWTO協定等他の国際協定上の紛争解決手続と競合することは想定されていないために、当該BIT上の紛争解決手続と他の国際協定上の紛争解決手続との関係について規定しているものは見あたらない。

(f) パネリスト・仲裁人の選定方法**(i) EPA/FTA**

仲裁手続が規定されている場合、パネリスト・仲裁人の選定方法が問題となる。まずロスター(roster:候補者名簿)が作成され維持されている場合とそうでない場合がある。ロスターを作成すると規定している協定は、CARICOM(205条1項)及びMERCOSURである。NAFTAも、AD及びCVDに関するレビューパネルのパネリスト候補者(附属書1901.2及び1905条4項)及び通常の紛争解決手続のパネリスト候補者(2009条)について、それぞれロスターの作成及び維持を規定している。我が国のEPA/FTA(TPPを除く)はロスターを作成するとの規定は置かれていない。次に、パネリスト・仲裁人の具体的な選定方法についてもいくつかのパターンがある。いずれの協定においても、3人から成るパネルの場合には各当事国が1人ずつ、5人から成るパネルの場合には各当事国が2人ずつ選任するものと規定されていることが多いが、最後に選任されるパネリストの選任方法は以下のとおり分かれる。

- ① 既に選任されたパネリストらの合意により選任されると規定しているもの(US-ヨルダン(17条1項(c))等)
- ② 両当事国の合意により選任されると規定するもの(NAFTA(2011条1項(b)及び同条2項(b))等。最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出(2011条1項(d)及び同条2項(d)))
- ③ 既に選任されたパネリストらの合意により選任されるが、彼らが合意に至らなかった場合は最後のパネリストの選任を外部機関(例えば、タイ-ニュージーランドではICJ所長(17.5条1項及び同条3項)、コトヌー協定ではPCA(常設仲裁裁判所)所長(98条2項(b))に委任するとしているもの

砂糖の市場アクセスを巡る米墨間のNAFTA紛争において、米国によるパネリスト選出の遅滞により、申立てから6年以上経過してもパネル審理が行われていない事例があるなど、当事国間合意に重きを置く手続には実施面で問題が生じる可能性がある。我が国のEPAは、3人の仲裁人のうち2人がそれぞれ1人ずつ各締約国により選任された後、議長

となる3人目の仲裁人を選任するにあたり、各締約国が候補者を一定人数ずつ挙げて調整を図る、との点で上記②に該当しているものの、両国が期限までに合意に達しなかった場合の最終的な第三仲裁人選定方法については、各協定でWTO事務局長への選任依頼やくじ引きによる方法が規定されている。

(ii) BIT

BITにおいては、仲裁廷は3人の仲裁人から構成され、そのうち2人については両締約国が1人ずつ選任し、議長となる3人目の仲裁人の選任方法については、先に選任された2人の仲裁人の合意によると規定するものが一般的である。

(g) 紛争解決機関(パネル又は締約国の代表者から成る機関)が決定を行う際の方法**(i) EPA/FTA**

パネル又は締約国の代表者から構成される機関が仲裁判断を決定する際の決定方法の類型は以下のとおりである。

- ① 全員一致を原則とするが意見の一致を見ない場合には過半数の賛成により決定とするもの(韓国-シンガポール(附属書20Aの20項)、豪州-シンガポール(16章6条3項)、タイ-ニュージーランド(17.6条3項))
- ② 最初から過半数の賛成により決定できるとする協定(通常の数決)(EFTA(附属書Tの1条7項)、CARICOMの仲裁手続(207条7項)、欧州協定の仲裁手続(114条4項)、EC-モロッコ(86条4項))

我が国のEPAについて見れば、日メキシコ(154条7項)、TPP(28.9条)を除き、全てのEPAにおいて、仲裁廷の裁定は全員一致で行うよう努めるものとするが過半数の賛成により決定することもできると規定されている。

(ii) BIT

仲裁廷が仲裁判断の採択その他の決定を行う方法については、特段の規定を置いていない協定も散見された。これは、前述のとおり分析を行った大多数のBITにおいて、手続については仲裁廷が当該案件にのみ適用されるルールをその都度定めると

いう規定になっていることが原因である。なお、規定があるものは、いずれも過半数の賛成により決定する（多数決）ものと定めている。

(h) 上訴手続

(i) EPA/FTA

紛争の迅速な解決という観点からは、第一次的な審理を行う仲裁廷又は締約国の代表者から成る機関における手続で判断が確定する方が望ましい。一方で、より慎重に検討できるという観点からは必要に応じて上訴できる仕組みが必要となる。大多数の協定は上訴手続を規定していない。日本が締結しているいずれのEPAにも上訴手続に関する規定はなく、仲裁廷の裁定は「最終的」なものとされている。なお、上訴手続を明確に規定しているものとしてはSAARCがある（20条9項）。これに対し、当事国が上訴することはできないという点を明示的に規定している協定もある（韓国－シンガポール（20.13条1項））。

(ii) BIT

BITには、上訴（appeal）を規定する協定はない。

(i) 仲裁判断の履行担保手続

前述のとおり、多くのEPA/FTA及びBITは、仲裁廷は拘束力のある決定をするとし、また締約国の代表者から成る機関についても拘束力のある決定を行えるとするものがあり、その場合、問題とされた措置について何らかの是正・賠償を行うべしとの決定を受けた被申立国は、その判断を誠実に履行する義務を負うこととなる。一般的に、EPA/FTAには被申立国による仲裁判断の内容の履行を確保するための規定が設けられている。一方、BITの中でこうした履行を担保するための規定を置いているものは極めて少ない（カナダ－エルサルバドルは、履行がなされない場合、申立国は相手国から補償を受けるか、又は仲裁判断の対象となった利益と同等の利益の相手国への適用を停止することができる旨規定（13条））。

(i) 履行期限

履行期限に関する規定の類型は以下のとおりである。

① 最終判断が出されてから履行までの期間を規

定しているもの

- ② 最終判断が出されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるよう要請できると規定しているもの（韓国－シンガポール（20.13条2項（b））、豪州－シンガポール（16章9条1項））

我が国のEPA（TPPを除く）は上記②に該当する。具体的には、被申立国は申立国に対し仲裁廷の裁定から一定日以内に仲裁判断の内容の実施に要する期間を通知するものと規定しており、申立国が被申立国から通知された期間を不服とする場合には、協議を経た上で、または協議を経ずに、それぞれ各締約国は仲裁廷に対し期間の決定を要請できるとしている。

(ii) 履行状況の監視

被申立国がパネル又は各締約国の代表者から構成される機関の最終判断に従った措置を履行しているか否か、また履行している場合の履行の状況について、その監視に関する規定を明確に設けている協定は少ない（紛争解決について規定したASEAN Protocolは、被申立国は自らの履行状況についてASEAN Senior Economic Officials' Meetingに報告しなければならない旨規定（15条4項））。我が国が締結しているEPA（TPPを除く）のいずれも、履行監視に関する明確な規定を置いていない。

(iii) 履行方法

履行方法については、WTO協定のDSU19条1項において見られるように、紛争解決機関にその提案を行う権限を付与しているかどうか1つのポイントとなる。一般的には以下の2つに大別可能である。

- ① 履行方法（resolution）についてはもっぱら当事国の合意に委ねるもの
② パネルが履行方法につき勧告できるとする規定を有するもの（US－ヨルダン）は、当事国が求めた場合、パネルは、仲裁判断で認定した違反を是正する方法について勧告することができる旨規定（17条1項（d））

我が国においては、仲裁廷は被申立国による履行の方法に関する提案を裁定に含め、これを両締

約国による考慮に付することができると規定する方式（上記②）を採用しているものもある一方、このような規定がないものもある。

（j）被申立国が仲裁判断等の内容を履行しない場合の対抗措置

被申立国が仲裁判断又は最終報告書において定められた措置を履行しない場合、あるいは仲裁判断又は最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合の対抗措置については、以下の2つに分類される。

- ① 被申立国に対する利益の適用を停止するという対抗措置を執ることができるとするもの
- ② 申立国は被申立国から補償的調整を受けられ

るとするもの（EFTA（附属書Tの3条1項（a）なお、同条項（b）は上記①をも規定しており、申立国は①及び②のいずれをも選択できる）

①については更に、申立国が一時的に対抗措置を実施できると規定するもの（NAFTA（2019 条 1 項）、韓国－シンガポール（20.14 条 2 項）及びタイ－ニュージーランド（17.11 条 1 項）等※被申立国は対抗措置の程度に関する仲裁申請可能）と、パネル又は締約国の代表者から構成される機関から対抗措置を執る権限を付与されるまでは対抗措置を実施できないとするもの（SAARC（20 条 11 項）、バンコク協定（16 条）、豪州－シンガポール（16 章 10 条 2 項））がある。我が国が締結済みの EPA については、上記①の方式を採用している。

（3）国家間紛争解決手続に関する課題

我が国においては発効済みの EPA は 12 協定、BIT は 23 協定と、他の先進国と比較して比較的に少ない数にとどまっているが、近年の東アジア経済連携に向けた動きともあいまって、今後、我が国と他国による地域・二国間協定の締結数が増加することが期待される。これまでのところ、我が国に関連する EPA 及び BIT の国家間紛争解決条項に基づいて紛争が手続に付されたことはない。しかし我が国がより広範な国々と協定を結び、より多くのビジネス・セクターがその特惠の下、活発な事業活動を展開するようになれば、EPA 及び BIT の解釈・適用を巡る紛争が生じる可能性はそれだけ高まる。そのような事案が生じて初めて現実味を帯びる問題として、当該紛争案件をどのフォーラムで解決すべきか、具体的には、EPA 及び BIT の定める手続に拠るのか、あるいは WTO における手続を選ぶのか、との問題が出てくる可能性がある。

特に EPA においては、EPA と WTO の対象とする事象は、双方が貿易・経済活動の促進を目的とした協定であり、EPA が WTO の規定を借用している場合等、紛争がいずれの協定にも関係する場合があることから、この問題が生じる可能性が高い。このため、同一の事実に関する同一当事国間の案件が、EPA 及び BIT と WTO 双方のフォーラムに付

託されることも可能性として否定できず、このような場合は法的に困難な問題が生じる可能性がある。このとき、既判力の原則や二重訴訟禁止の原則等は、すべて紛争の同一性（国際法上、2 以上の紛争が同一であるためには、それらの当事国、事実、請求原因が同一でなければならない）を前提としており、EPA 及び BIT の紛争と WTO の紛争では問題となっている協定が異なるので、これらの原則は適用できない。その結果、異なるフォーラムが実質的に同一の案件について相反する判断を下す事態が生じうる（例えば、アルゼンチン－鶏肉 AD 事件（DS241）においては、WTO のパネルは、アルゼンチンの措置は AD 協定に反すると判断したが、先行する MERCOSUR のアドホック法廷（AdHoc Tribunal）はブラジルの請求を斥けた。）が、それぞれの協定上の問題である以上、特別な場合以外は法的には問題にならないと考えられる。

もちろん、同一事実に関するものでないにしても、相互に密接な関連性を持った事案が、異なるフォーラムに付託された場合には、大きな文脈での二国間紛争の一斉解決の観点から問題になりうる場合があることは否定できない。例えば、米国－メキシコ間における甘味料紛争（DS308）では、メキシコは、メキシコ産砂糖に対する米国の市場アクセス義務違反を NAFTA パネルへ、米国は、米国産甘味料（及びそれを使った飲料）に対するメキ

シコのリ報復的な内国税賦課を WTO パネルへ付託したが、双方の紛争の関連性から、単一のフォーラムで解決されるべきであったとの指摘もある。

しかし、それぞれの協定上の紛争解決手続は、あくまでそれぞれの協定の解釈適用についてのものである以上、複数の条約に関係する「争い」がそれぞれの手続で別々に処理され、全体的な「争い」の解決までに時間がかかる場合が出てくるのは、国際法の多元的構造に由来していることであって不可避であり、我々が考えなければいけないのは、それらの複数の手続をどのように活用するかである。この問題に対しては、上記のとおり、個々の

協定において他の協定上の紛争解決手続との優先劣後について調整規定を設けることが通常である。優先関係として、①FTA に基づく紛争解決手続を優先適用するもの、②WTO に基づく紛争解決手続を優先適用するもの、そして、③いずれかを紛争当事国が選択できるが、実質的に同一の問題について他の協定下で矛盾する結論が出ることを回避するため、ある一の手続を選択した場合にその他の手続の使用を禁止するもの、の3つに大別され、我が国が締結した FTA/EPA では、③の類型が用いられてきた。国家間紛争解決手続の競合については、今後とも注視していくことが重要である。

<図表Ⅲ-8-1> 本章において分析を行った地域貿易協定（自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）等）及び二国間投資協定（BIT：Bilateral Investment Treaty）

【EPA/FTA】

	正式名称（括弧内は略称）	本報告書における表記
1.	North American Free Trade Agreement (NAFTA)	NAFTA
2.	Free Trade Agreement of Americas (FTAA) –Third Draft Agreement	FTAA
3.	Agreement between the United States of America and the Hashemite Kingdom of Jordan on the Establishment of a Free-Trade-Area	US-ヨルダン
4.	1980 Treaty of Montevideo—Instrument Establishing the Latin American Integration Association (LAIA)	LAIA
5.	Additional Protocol to the Treaty of Asunción on the Institutional Structure of MERCOSUR	MERCOSUR
6.	General Treaty on Central American Economic Integration between Guatemala, El Salvador, Honduras and Nicaragua Signed at Managua, on 13 December 1960 (CACM)	CACM
7.	Revised Treaty of Chaguaramas Establishing the Caribbean Community Including the CARICOM Single Market and Economy	CARICOM
8.	Agreement on Trade, Economic and Technical Cooperation between the Caribbean Community (CARICOM) and the Government of the Republic of Colombia	CARICOM-コロンビア
9.	Andean Community—DECISION 563: Official Codified Text of the Andean Subregional Integration Agreement (Cartagena Agreement) 及びTreaty Creating the Court of Justice of the Cartagena Agreement	Andean Community
10.	Agreement on the European Economic Area	EEA

	正式名称 (括弧内は略称)	本報告書における表記
11.	AGREEMENT between the European Economic Community and the Kingdom of Norway	EC－ノルウェー
12.	EURO-MEDITERRANEAN AGREEMENT establishing an association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Kingdom of Morocco, of the other part	EC－モロッコ
13.	Europe Agreement establishing an association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Republic of Lithuania, of the other part	Europe Agreement
14.	Partnership Agreement between the Members of the African, Caribbean and Pacific Group of States of the One Part, and the European Community and Its Member States, of the Other Part, Signed in Cotonou on June 23, 2000	コトヌー協定
15.	Convention Establishing the European Free Trade Association (Annex to the Agreement Amending the Convention Establishing the European Free Trade Association) (EFTA)	EFTA
16.	Agreement on Free Trade between the Government of the Republic of Kyrgyzstan and the Government of the Russian Federation	ロシア－キルギスタン
17.	Central European Free Trade Agreement (CEFTA)	CEFTA
18.	The United Economic Agreement between the Countries the Gulf Cooperation Council (GCC)	GCC
19.	Agreement on South Asian Free Trade Area (SAFTA)	SAARC
20.	First Agreement on Trade Negotiations among Developing Member Countries of the Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (Bangkok Agreement)	Bangkok Agreement
21.	Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-Operation between the Association of South East Asian Nations and the People's Republic of China	ASEAN－中国
22.	Free Trade Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of the Republic of Singapore	韓国－シンガポール
23.	Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area (AFTA)	ASEAN
24.	Singapore-Australia Free Trade Agreement (SAFTA)	豪州－シンガポール
25.	Thailand-New Zealand Closer Economic Partnership Agreement	タイ－ニュージーランド
26.	Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement (ANZCERTA)	ANZCERTA

	正式名称（括弧内は略称）	本報告書における表記
27.	South Pacific Regional Trade and Economic Cooperation Agreement (SPARTECA)	SPARTECA
28.	East African Community Free Trade Agreement	EAC

【BIT】

	締約国	締結日	本報告書における表記
1.	米国、チェコ	旧チェコスロバキアとの原協定は1991年10月22日締結。チェコとの議定書締結は2003年。	原協定：US－チェコスロバキア 議定書：US－チェコ
2.	米国、ウルグアイ	2005年11月	US－ウルグアイ
3.	フランス、香港	1995年11月30日	フランス－香港
4.	フランス、マルタ	1976年8月11日	フランス－マルタ
5.	ドイツ、ポーランド	1989年11月10日	ドイツ－ポーランド
6.	ドイツ、中国	2003年12月1日	ドイツ－中国
7.	イギリス、トルコ	1991年3月15日	イギリス－トルコ
8.	イギリス、バヌアツ	2003年12月22日	イギリス－バヌアツ
9.	カナダ、エルサルバドル	1999年6月6日	カナダ－エルサルバドル
10.	豪州、スリランカ	2002年11月12日	豪州－スリランカ
11.	メキシコ、チェコ	2002年4月4日	メキシコ－チェコ
12.	チリ、トルコ	1998年8月21日	チリ－トルコ
13.	韓国、スウェーデン	1995年8月30日	韓国－スウェーデン
14.	韓国、モーリタニア	2004年12月15日	韓国－モーリタニア
15.	中国、アイスランド	1994年3月31日	中国－アイスランド
16.	ロシア、ノルウェー	1995年10月14日	ロシア－ノルウェー
17.	インド、ハンガリー	2003年11月3日	インド－ハンガリー
18.	タイ、ドイツ	2002年6月24日	タイ－ドイツ
19.	ベラルーシ、フィンランド	2006年3月	ベラルーシ－フィンランド
20.	サウジアラビア、韓国	2002年4月4日	サウジアラビア－韓国
21.	南アフリカ、トルコ	2000年6月23日	南アフリカ－トルコ

出典：UNCTAD

＜ビジネス環境整備＞

（1）ルールの背景

我が国企業の海外進出の進展等、企業の国際的活動の深化に伴い、進出先における現地法人を始めとする日本企業が抱える国際ビジネス展開上の様々な問題点（諸外国における産業インフラの整備、行政上の手続・決定並びに司法上の決定における透明性の向上、行政手続の簡素化・円滑化、治安の向上、知的財産権の保護等）も多様化している。こうした中、企業の抱える相手国政府のビジネス環境に関する課題について、適切に相手国政府関係者に改善を求めていくことが重要である。こうしたビジネス環境の整備に関する課題について包括的に話し合う場合は、従来特定の協議体が設定されているケースは少なく、課題ごとに企業又は業界団体等が個別に相手国政府と協議するか、又は政府間での様々な協議の場において取り上げるといった対応が取られていた。政府間では、従来から二国間で定期的・非定期的に開催される各種の経済関係協議（規制改革対話、両国関係省庁間の定期協議等）や、また随時機会を捉えて協議を行っていたが、特に既存のフォーラムが十分に整備されていない国との間においては、二国間の貿易・投資環境を中心とした相手国におけるビジネス環境を向上させるために政府関係者等と緊密な協議を行う場の設置が望まれていた。また個別の紛争を解決するために常時利用可能な場としては、WTO その他において法的に解決する手続が発展してきたが、協定整合性が問題でない案件を対象とできないという限界があった。たとえば、日本国政府を通じて相手国政府の政府措置の是正を求める手続として、WTO の紛争解決手続、経済連携協定（EPA）の紛争解決手続があり、また政府の行為によって被った損害の賠償を企業が求める場合には、当該国の国内裁判所のほか、投資協定の仲裁手続が利用可能であるが、協定上の手続につ

いては協定整合性を問題とする場合にのみ利用可能である。

このような考慮から、両国政府・企業が共に参加し、相手国の貿易・投資関連制度やその実施状況を集中して議論できる機会を設けるため、我が国のほとんどの EPA においては、「ビジネス環境の整備」章を設置し、相手国のビジネス環境の整備・改善に向けた議論の場である「ビジネス環境の整備に関する委員会²」の設置等について規定している。

本委員会は双方の官民から参加可能であり、本委員会を通じて、我が国企業にとっては、各社が抱える問題、1 社では提起しにくい問題、業界全体もしくは進出企業全体の問題などを含めて、とりまとめて各国政府が提起することが可能である。

日メキシコ EPA、日マレーシア EPA、日チリ EPA、日タイ EPA、日フィリピン EPA、日スイス EPA、日インド EPA、日ペルー EPA、日豪 EPA の枠組みでは、すでに委員会の開催実績があり、双方の政府から相手国政府に対して要望を提起している（但し、日タイ EPA の下の枠組みでは日本側のタイ政府に対する要望のみ提起し議論）。委員会において取り上げることのできる事項は、貿易・投資・現地法人の活動等に関する幅広い要望をカバーしており、我が国から相手国に行った要望は、不公正貿易措置の疑いのある措置に対する改善要望の他、電力品質の向上、ガス供給不足の改善といった先方のインフラ整備環境向上の要望、通関・税務手続の改善、模倣品対策、ビザ・ワークパーミットや基準認証分野の手続迅速化の要請等多岐に渡る。企業が投資協定に基づいて仲裁に付託することは、国際投資仲裁に伴うコストやリスク（費用、時間、相手国との関係）を考慮すると困難なことが多いという現状を踏まえれば、ビジネス環境整備の場において、投資協定との整合性を問題提起することにより、投資協定に基づく救済が事実上得られ

² 日メキシコ EPA では「ビジネス環境整備委員会」、日スイス EPA では「経済連携緊密化小委員会」、日ペルー EPA では「ビジネス環境の整備に関する小委員会」、日豪 EPA では「経済関係の緊密化に関する小委員会」等、規定される EPA ごとに呼称が異なる。本報告書では総称として、「ビジネス環境の整備に関する委員会」と表記する。

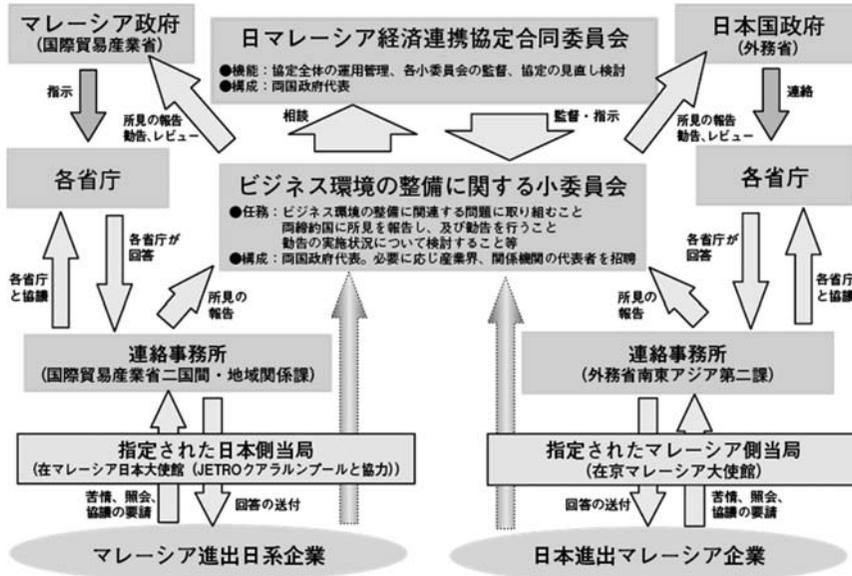
ることは重要である。委員会では双方合意の下に議事録が作成されるとともに、相手国に要求された内容については、次回合合において対応の進捗についてフォローアップすることを約束させて確認を行うこととなっている。

(2) 制度の概要

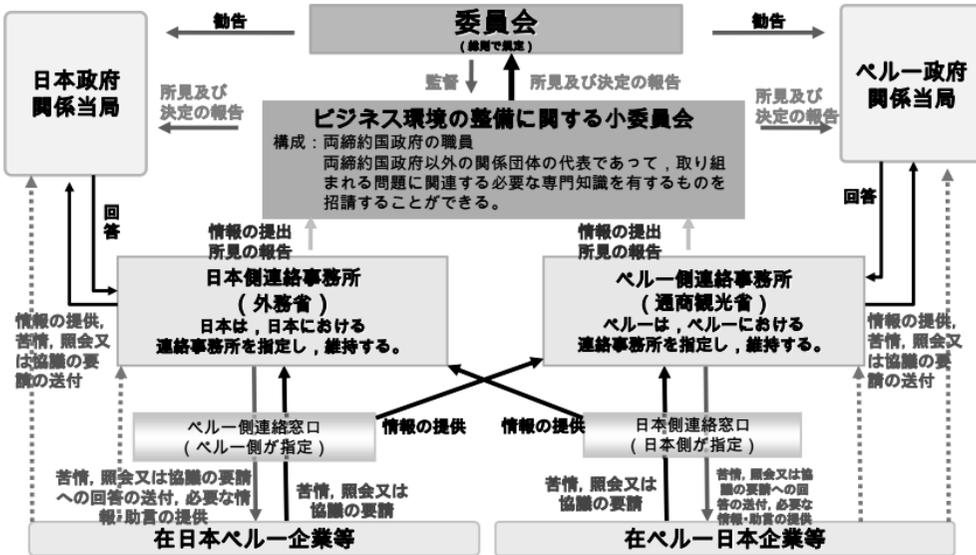
我が国が締結済みのほとんどの EPA は、ビジネス環境の整備章において、ビジネス環境の整備に関する課題に協力して取り組むために締約国政府間でビジネス環境の整備に関連する幅広い事項を議論できる協議メカニズムである「ビジネス環境の整備に関する委員会」を設置することを規定している。本委員会の機能は、詳細な規定ぶりは各 EPA にもよるが、概ね以下の通りである。1) ビジネス環境の向上に関連する議論を行う、2) 各国に対し委員会の所見を報告し、勧告を行う、3) 適切な場合には、勧告に対する各国における実施のレビューを行う、4) 適切な場合には、勧告を公開する、5) 勧告、並びにビジネス環境整備規定の実施および運用に関するその他の所見を協定の下で合同委員会へ報告する。本委員会の参加者は、両国政府代表者から構成されるが、合意により業界団体等の代表者も招聘することを可能としており、協議事項に携わる企業関係者が相手国政府関係者と直接議論を行う機会ともなることが大きな特徴である。また、本委員会は随時各国の要

請に応じて調整し合意の上開催される。また、本枠組みの下でそれぞれの政府内に連絡事務所（リエゾン・オフィスないしコンタクトポイント）を設置することとなっており、ビジネス環境の整備に関する委員会開催時以外であっても、企業は、相手国政府の法令、規則等に関して照会、要望等を申し入れることができることとなっている。協定は、連絡事務所の役割を、企業から照会、要望等を受領し、これを政府関係部局に伝達し、回答を取り付け、要望等を行った相手に回答を伝達することと規定している。このように、本枠組みでは、相手国政府に照会窓口が存在し、窓口が要望等を政府内の適切な担当部局へ伝達してくれること、連絡事務所を通じて担当部局から回答を得られることが特徴である。また、連絡事務所は所見を委員会へ報告することとなっている他、自国政府の関係部局と情報交換を行っている。各国政府はこれらの所見も元にして委員会で取り上げる課題を選定していくことが想定されている。日マレーシア EPA、日ベトナム EPA、日スイス EPA、日ペルー EPA においては、これに加え、企業等が連絡事務所へ円滑に連絡を取ることができるよう、企業からの要請等を受けて各国連絡事務所に伝達する連絡円滑化機関を指定することができることとなっている。これらビジネス環境整備章で規定されているビジネス環境の整備に関する枠組みの概要は、以下の図のようになる。

<図表Ⅲ - 8 - 2> ビジネス環境の整備に関する枠組み（日マレーシアEPAの例）



<図表Ⅲ - 8 - 3> ビジネス環境の整備に関する枠組み（日ペルーEPAの例）



(3) 発効済 EPA のビジネス環境の整備に関する委員会の規定ぶりとは開催実績

日本が 14 カ国 1 地域との間で発効している EPA/FTA のうち、日シンガポールEPA 及び AJCEP を除く 13 の二国間 EPA/FTA において、ビジネス環境の整備に関する委員会が設置されている。以下、

各発効済み EPA/FTA のビジネス環境の整備に関する委員会の設置に係る規定及び開催実績を概説する。

① 日メキシコ EPA

ビジネス環境の整備章（第 13 章）において、ビジネス環境の整備に関する委員会の設置を規定し

ている。また本章は紛争解決章の適用除外としている。ビジネス環境整備委員会は日本政府（外務省、経済産業省、在メキシコ日本大使館）、ジェトロ・メキシコ事務所、日本経団連（日墨経済委員会）、メキシコ日本人商工会議所、日系マキラドーラ協会、メキシコ政府（経済省）等が参加し開催されている。2005年4月に第1回が開催され、直近では2017年1月に第9回を開催している。第9回委員会において、日本側からメキシコ側に対しては、邦人に対する犯罪件数や鉄道コンテナ等の貨物盗難被害について説明を行い、メキシコ当局に対して犯罪防止、警備強化等を要請したところ、メキシコ側より、治安対策に関する取組が紹介され、タイムリーな届出など、進出日系企業への協力要請があった。税制に関しては、付加価値税還付について、還付申請の迅速化及びドル建て税務申告を要望し、メキシコ側からは、早期還付について協議するため、メキシコの国税庁長官との面談を実施する旨回答があった。その他、インフラ、出入国管理、労務問題、観光などに関する要望を行い、メキシコ側から各案件の対応状況に関する説明がなされた。また、メキシコ側からは、農産品等の市場アクセスや裾野産業育成などに関する要望が寄せられ、日本側は、検討を行う上で必要なデータ提供の依頼などを行った。

② 日マレーシア EPA

ビジネス環境の整備章（第11章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置、さらに現地法人等からの要望等を受領する連絡事務所の指定が義務づけられた。更に、実施取極第5章においては現地法人からの要望を先方政府の連絡事務所に取り次ぎ、また先方連絡事務所からの回答を現地法人に伝達する連絡円滑化機関の指定が想定されている。また本章は紛争解決章の適用除外としている。ビジネス環境整備小委員会は日本政府（外務省、経済産業省、在マレーシア日本大使館）、ジェトロ・クアラ Lumpur 事務所、マレーシア日本人商工会議所、マレーシア政府（国際貿易産業省等）などが参加し開催されている。2007年3月に第1回会合が開催され、直近では、2011年9月に第5回会合が開催されている。本小

委員会においては、日本側からは、電力・ガスの安定供給、環境規制（電化製品リサイクル規制（策定中）・省エネ優遇税制）の規律改善、電気亜鉛メッキ鋼板の輸入免税枠制度の運用改善（詳細は第1部第3章を参照）、模倣品対策（別途、知的財産小委員会を開催）、治安向上（トラックハイジャック対策）、サービス産業の更なる自由化等の改善要望を行い、種々の具体的な対応が得られている。また、マレーシア側からは、自動車協力事業、農産品・食品の衛生検措置、グラスウールに関するJIS取得措置等に対する改善要望があった。

③ 日チリ EPA

ビジネス環境の整備章（第15章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置を規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。ビジネス環境整備小委員会は日本政府（外務省、経済産業省、在チリ大使館）、ジェトロ・サンティアゴ事務所、日智経済委員会、日智商工会議所、チリ政府（外務省、税関）、チリ製造業振興協会等が参加し開催されている。2008年4月に第1回、2009年4月に第2回を行っている。本委員会においては、日本側からは、滞在許可手続きや運転免許証切替え手続きの利便向上、湾岸使用料の改善等を要望し、いくつか前向きな回答を得ている。また、チリ側からは、投資環境改善に関するセミナーの開催、デジタル原産地証明制度の導入といった要望があった。

④ 日タイ EPA

実施取極中、ビジネス環境の向上の分野における協力章（第7章）において、ビジネス環境の向上に関する小委員会の設置、現地法人等からの要望等を受領する窓口となる連絡事務所の指定を規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。ビジネス環境の向上に関する小委員会は日本政府（外務省、経済産業省、在タイ日本大使館）、ジェトロ・バンコク事務所、バンコク日本人商工会議所、タイ政府（投資委員会及び日本側提案議題にかかわる関係省庁・機関）が参加し開催されている。バンコクにて、2008年9月に第1回会合が開催され、直近では2016年3月に第6

回会合が開催された。本小委員会では開催地側が相手国から要望を受ける形で行われることとなっているため、これまでの会合では日本側からタイ側に要望を出してきている。第 6 回会合では、産業高度化へ向けた R & D や人材育成、関税・税務・労働分野等のビジネス環境の改善等に関する諸問題に関して要望を行い、タイ側から対応状況の説明及びいくつかの前向きな回答を得た。

⑤ 日インドネシア EPA

ビジネス環境整備章（第 12 章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置、各国政府内で現地法人からの要望等の窓口となる連絡事務所の指定を規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。なお、実際の運用については、投資環境整備のための枠組みである PROMOSI（プロモシ）：日インドネシア投資・輸出促進イニシアティブ（2015 年 3 月の首脳会談において立ち上げに合意）に基づいて行っていくことになる。

⑥ 日ブルネイ EPA

ビジネス環境の整備章（第 8 章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置について規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。

⑦ 日フィリピン EPA

ビジネス環境の整備章（第 13 章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置及び、ビジネス環境整備についての協議グループの設置、現地法人等からの要望等を受領する連絡事務所の指定を規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。ビジネス環境整備小委員会及び協議グループは日本政府（外務省、経済産業省、在フィリピン対大使館）、ジェトロ・マニラ事務所、在フィリピン日本商工会議所、フィリピン政府（貿易産業省等）が参加し開催されている。これまで、2009 年 6 月の第 1 回小委員会以降、本協定に基づく鉄鋼関税割当に係る関税還付制度の実施と適切な執行、自動車部品関税率の適切な執行、道路、空港、鉄道及び港湾のインフラ整備及び改

善、電力改革法に基づく発電資産及び電力公社の早期民営化、送電線の脆弱性の改善、中古車、石油製品の密輸対策及び関税局の電子化システムの強化などを要望してきた。フィリピン側も日本の要望に対して改善するべく対処している。直近では、2016 年 4 月に第 8 回、2016 年 12 月に第 9 回の協議グループが開催された。日本からの投資の動きが高まっていることに留意し、税に関する問題、物流インフラの問題、バタンガス港及びスービック港の有効活用に関する問題、スービック湾都市開発庁（SBMA）による追加的な課徴金の問題、産業人材育成等について議論を行った。

⑧ 日スイス EPA

経済連携緊密化章（第 13 章）において、経済連携緊密化小委員会の設置、現地法人からの要望等の窓口となる連絡事務所の指定、実施取極において連絡事務所と現地法人との間の連絡円滑化機関の指定が可能であることを規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。

2016 年 10 月に東京で開催された第 3 回会合では、両国間経済関係の一層の拡充のための意見交換を実施した。

⑨ 日ベトナム EPA

ビジネス環境の整備章（第 11 章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置、現地法人からの要望等の窓口となる連絡事務所の指定、連絡事務所と現地法人との間の連絡円滑化機関の指定が可能であることを規定している。また本章は紛争解決章の適用除外としている。なお、実際の運用については、投資環境整備のための枠組みである「日越共同イニシアティブ」（2003 年開始）と調整しつつ行っていくことになる。

⑩ 日インド EPA

第 12 章で、両締約国の間の貿易及び投資を促進するために、双方の民間部門及びその他の関係機関の参加を得つつ、各締約国が、自国の法令に従い、自国の区域内において事業活動を遂行する他方の締約国の企業のためのビジネス環境を一層整備するための適当な措置をとることを定める。

これまで2012年10月に第1回会合、2016年7月に第2回会合が開催された。直近の第2回小委員会において、日本側から、日本工業団地への財政支援スキームの構築や連邦税の減税、サービス税課税問題解決、最低代替税の改善、優先分野貸出規制の緩和、最低輸入価格制度の導入、鉄鋼熱延コイルに対するセーフガード措置の撤廃、移転価格税制、流通サービス規制の緩和、GSTの早期導入、円滑な土地収用の実現を申し入れた。またインド側からは人造繊維分野におけるJV組成、原産地規則の厳格な運用、源泉課税徴収の免除やインド人IT技術者の活用に関する改善の要望があった。

⑪ 日ペルーEP

ビジネス環境の整備章（第13章）において、ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置を規定している。更に、現地法人からの要望を先方政府の連絡事務所に取り次ぎ、また先方連絡事務所からの回答を現地法人に伝達する連絡窓口の指定が想定されている。また本章は紛争解決章の適用除外としている。ビジネス環境整備小委員会は日本政府（外務省、経済産業省、在ペルー大使館）、ジェットロ・リマ事務所、日秘経済委員会、日秘商工会議所、ペルー政府（通商観光省、外務省、内務省等）、日秘経済協議会等が参加し開催されている。

これまで2012年11月に第1回会合、2014年9月に第2回会合が開催された。直近の第2回小委員会において、日本側からは、基盤インフラの改善、法制度の改善、行政手続きの透明化、税制度の簡素化、雇用・労使問題の改善、出入国管理諸手続の迅速化、治安問題の改善等の要望を行い、ペルー側各担当省庁より個別案件の対応現況、今

後の対応計画等の詳細説明を受けた。またペルー側からは、日本へ輸出するペルー農産品の植物検疫承認の迅速化、濃縮ミルクの輸入割当に関する要望があった。

⑫ 日豪EPA

経済関係の緊密化章（第18章）において、両締約国間の経済関係の緊密化を目的として、貿易及び投資の促進に関する協議の在り方を規定している。これまでのEPAと同様、両締約国の政府関係者に加え、政府以外の関係団体の代表者も招請することができる小委員会を設置すること等を規定している。

2015年10月に東京で開催された第1回会合では、政府関係者に加え両国の民間関係者が参加し、両国間の貿易及び投資に対する障害を一層縮減するとともに日豪両国における事業活動を円滑化するための方法、二国間の貿易及び投資を促進するための政府及び産業界の間の協力の可能性等に関する意見交換が行われた。

⑬ 日モンゴルEPA

ビジネス環境の整備章（第14章）において、両締約国は自国の法令に従い、① ビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとること、② ビジネス環境を一層整備するための協力を促進することを基本原則としている。また、その効果的な実施・運用のために、「ビジネス環境の整備に関する小委員会」の設置を規定している。これまでのEPAと同様、両締約国の政府関係者に加え、政府以外の関係団体の代表者も招請することができること等についても規定している。

<図表Ⅲ-8-4> ビジネス環境の整備に関する委員会における日本側からの主な改善要望と成果 (2016 年 3 月～2017 年 2 月に開催された主なビジネス環境の整備に関する委員会の開催実績)

【日フィリピン EPA】

第 8 回環境整備小委員会協議グループ (フィリピン) (開催実績: 2016 年 4 月)		
項目	改善要望事項	成果
新規規制	化学物質規制について、①規制変更等の際のステークホルダーとの協議実施、②産業で一般的に利用する物質の規制対象除外、③許認可付与の手続きの迅速化	フィリピン政府より、①特定の化学物質の追加及び削除の評価を行うための「R&D チーム」にて協議会合を開催、②規制対象リストからの除外は現時点では困難、今後「R&D チーム」を通じて行うことが最も良い方法、③平均 20 日が、複雑な取引 10 日、単純な取引 5 日に短縮される、との説明。
物流インフラ	①マニラ港の混雑緩和に向けた将来像、②スービック港及びバタンガス港との連携、拡張の必要性、③カガヤンデオロ港の混雑に係る現状と拡張の必要性	フィリピン政府より、①ターミナル予約システム稼働により 1 日当たりの取扱量増加、②スービック港で審コンテナターミナルの新設、道路拡張、バイパス道路の新設事業を予定、③パースの延長等の拡張計画を検討中、との説明。
税	付加価値税 (VAT) 還付問題について、通達の遡及適用禁止との最高裁判決に基づき、通達の発出前に申請した還付に係る審査の再開	フィリピン政府より、最高裁判決は一般的に適用される判決ではないと認識。還付申請に司法的救済を求めるのであれば、納税者が提訴を行う必要あり、との説明。
	PEZA 企業に対する地方税の賦課について、州財務官訴追に基づき、企業に対する固定資産税の課税取下げ	フィリピン政府より、州財務官に関する裁判と、同州と企業の裁判は別、との説明。
	外国商船会社に対する課税について、CCT、GPB の廃止	回答なし
投資先としての一貫性	スービック湾都市開発庁 (SBMA) による追加的な課徴金 (土地共益費) 徴収についての早期解決	フィリピン政府より、利潤を目的とせず、費用の回収を目的とするのであれば、スービック共益費 (CUSA) も含めた手数料の徴収は大統領令府により合法である旨説明。
第 9 回環境整備小委員会協議グループ (フィリピン) (開催実績: 2016 年 12 月)		
項目	改善要望事項	成果
税	付加価値税 (VAT) 還付問題について、早期解決を改めて要請	フィリピン政府より、還付を受けるための手続きを規定したガイドラインを作成中との説明
	PEZA 企業に対する地方税の賦課について、PEZA において固定資産税が免除されることに関する財務省マニュアルの改正	フィリピン政府より、PEZA による引き続きの支援を約束するとともに、財務省マニュアルの改正も検討するとの説明。
	外国商船会社に対する課税について、貿易産業省の CCT、GPB の廃止に関する支持	フィリピン政府より、貿易産業省の政策・立法課題に含めることとしたとの説明

	自動車物品税引き上げについて、全ての国産車への影響を与えないこと、また、財務省と貿易産業省が密接に議論することを要請	貿易産業省は、CARSプログラム対象車種を適用除外させる立場にある、との説明。
投資先としての一貫性	スービック湾都市開発庁 (SBMA) による追加的な課徴金 (土地共益費) 徴収についての早期解決	フィリピン政府より、SMBA が政策変更 (スービック共益費 (CUSA) が租税であり、徴収する必要なし) の方向性を歓迎、との説明。
産業人材育成	産業人材育成協カイニシアティブの下での支援プログラム実施に向けた貿易産業省等との連携	フィリピン政府より、産業人材育成協カイニシアティブの取組が、本小委員会の産業人材育成部門と連動することを歓迎

【日タイ EPA】

第6回 日タイ EPA ビジネス環境の向上に関する小委員会 (開催実績: 2016年3月)		
項目	改善要望事項	成果
関税	<ul style="list-style-type: none"> 関税報奨金制度の撤廃 税関手続きの簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> 関税法改正に関連し、タイ税関が長期的な課題として報奨金制度の撤廃を検討していることを確認。 税関手続きの簡素化及び予見可能性の向上等につき協議を継続することを確認。
労務	<ul style="list-style-type: none"> ワークパーミットの申請書類簡素化 派遣労働者の待遇を定めた労働者保護法第11条1の解釈の明確化 人材育成に関する手続き明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ワークパーミットの申請書類の簡素化 (電子申請を含む。) を検討中であることを確認。 派遣労働者の待遇を定めた労働者保護法第11条1の解釈、人材育成に資する税制優遇の手續等を明確化することを確認。
税制	<ul style="list-style-type: none"> タイ側が検討中の移転価格税制書類の簡略化 源泉徴収税率の引き下げ 還付金遅延問題の解決 IHQ (国際統括会社制度) の税務処理の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> タイ側が検討中の移転価格税制について、書類提出の簡略化等に関して日本の方法等も含めて検討中であることを確認。 源泉徴収税率について、時期は未確定なるも引き下げの方向で検討中であることを確認。 還付金の遅延問題について、タイ側としても重要視しており、今後日本側から具体的な遅延案件が提示され次第、解決策を個別に検討する意思があることを確認。 IHQ に関し、税務処理の不明確な諸点について、ウェブサイト等で明確化する方針であることを確認。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 完成車の関税再協議等について要望 	<ul style="list-style-type: none"> 完成車の関税再協議、自動車部品に対する EPA 待遇の不適用、タイ政府の新たな化学物質管理制度について、当方の述べた問題意識をタイ側関係官庁に伝達する旨を確認。

【日メキシコ EPA】

項目	改善要望事項	成果
第9回 日メキシコEPA ビジネス環境整備委員会(開催実績:2017年1月)		
物流インフラ	自動車生産の急拡大に呼応する物流インフラの整備をするため、物流インフラの整備・拡張計画等の開示、港湾と内陸輸送の連携を要望。また、これらの進捗を確認するため、ロードマップの作成と日墨間の協働ワーキンググループの設置等を要望。	メキシコ政府より、港湾毎のマスタープランの紹介、重要港湾に関する調査状況等について説明があり、フォローアップする旨の確約を得た。
治安問題	定期情報交換会の継続開催等、安心して生活できる治安の維持・確保及び鉄道輸送における貨物盗難防止策の強化を要望。	メキシコ政府より、実施中の治安対策に関する説明がなされるとともに、鉄道貨物の盗難に対する警備強化策について情報提供がなされた。
税務・通関	付加価値税還付に係る個別対応の継続、日本企業向け相談窓口担当者の氏名、ドル建て税務申告の導入などについて要望。	メキシコ政府より、付加価値税還付に関する対応状況や日本企業向けの支援等について説明があった。ドル建て税務申告については、メキシコ国内の法制度や国庫歳入に影響する等の課題が説明された。
基準認証・知的財産権	法定審査期間内での医薬品・医療器等の承認審査、円滑な登録を進めるための日本企業へのトレーニングの提供、日本で承認済の医薬品に対する審査の迅速化、メキシコ担当省庁との定期会合開催等を要望。	メキシコ政府より、2回目の定期会合の開催につき同意を得た。また、審査の迅速化については日本と相互互恵的に実施したい旨、回答がなされた。さらにトレーニングについても実施する意向が示された。
出入国管理、労務	安全に関する基準や汚染物の処理方法の明確化および、実務の相談窓口などの設置等を要望。	メキシコ側より、オリエンテーションなどの情報提供する機会の提案を受けたほか、相談窓口について、担当者が指定された。

(4) ビジネス環境の整備に関する事項が取り上げられるその他会合

経済連携協定や投資協定等で規定する会合以外にも、ビジネス環境の整備に関する事項が取り上げられる会合が多数存在する。

例えばブラジルと日本との間では、協定に基づかない「日伯貿易投資促進合同委員会」を2009年より6回開催し、双方の貿易・ビジネス環境の改善について議論を行い、商用査証有効期限延長、技術移転契約の期間延長等の成果を挙げている。2013年には、産業協力をテーマに加え、「第1回日伯貿易投

資促進・産業協力合同委員会」を開催。2016年には、「第4回日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会」が開催された。また、日越共同イニシアティブでは、日越経済連携協定ビジネス環境整備章と連携し、ベトナムの投資環境上の問題について行動計画を作成し、進捗をフォローする取組を行っている。「短期滞在時の商用ビザ免除」、「税関審査受付時間の延長」、「知財侵害の取締(罰則)強化」等の成果をあげている。インドネシアと日本の間では、2010年から日インドネシア経済合同フォーラム(2015年からはPROMOSI(プロモシ):日インドネシア投資・輸出促進イニシアティブ)を開催し、イン

フラ整備、投資・ビジネス環境整備を促進するための枠組みを提供している。ミャンマーと日本の間でも、2013年から日ミャンマー共同イニシアティブを開催し、税務、ビジネス環境、労務といった個別の問題や、産業政策等の議論を行っている。企業が輸出先・進出先国の政府措置その他における問題に直面した場合、現地政府に対して直接に

要望・申入れを伝えるほか、日本政府を通じて要望・申入れを伝えることもしばしば行われている。経済連携協定等が規定するビジネス環境整備に関する政府間会合のほか、定期又は不定期に行われる政府間会合は、そうした問題が政府に取り上げられる機会を提供している。

